

2025年 8月22日

請 願 書

小浜市議会議長
竹本 雅之 殿

(紹介議員)

世戸 玉枝

(請願代表)

パレスチナを想う会ふくい
代 表

パレスチナにおける人道危機への対応を日本政府に求める意見書の提出に関する請願

【請願趣旨】

ハマスによる攻撃を理由に、イスラエルはパレスチナに対して度重なる地上侵攻や空爆、軍事行動を行っており、中東諸国をはじめ、欧州、日本、そして世界各地で怒りと懸念の声が広がっています。

特にガザ地区では、イスラエル軍による包囲のもと、空爆や砲撃による殺傷が繰り返され、食料・水・燃料・医療品などの生活必需品の供給が厳しく制限されています。2023年10月7日以降、死者は7万人を超え（2025年8月11日現在）、その約5割が子ども・女性・高齢者です。

空爆による直接的な被害に加え、厳しい暑さや寒さ、感染症の拡大、衣料品や食料の不足など、生活環境の悪化も深刻です。イスラエルは検問所を閉鎖し、ガザに届く食料を極端に制限しており、人々が生きるために必要な量には到底及ばず、飢餓が蔓延しています。

こうした状況に対し、国際刑事裁判所（ICC）はガザでの戦闘をめぐる、イスラエルのネタニヤフ首相らに対して戦争犯罪および人道に対する犯罪の疑いで逮捕状を発行しました。さらに、イスラエルによる攻撃と生活基盤の破壊は、ジェノサイド条約第2条に定められた「集団の一部または全部を破壊する意図」に該当する可能性があり、ジェノサイドの疑いがあるとの指摘も国際的に強まっています。

絶え間ない暴力と苦しみを終わらせ、命と尊厳が守られるよう願いを込めて、本請願を提出します。

【請願事項】

小浜市議会として日本政府に対し、以下の項目での意見書を提出することを求めます。

【請願項目】

- 1)パレスチナにおける恒久的な停戦の実現に向けて、より強力な外交的働きかけを行うこと。
- 2)支援物資が行き渡るように働きかけ、飢餓を解決するための対策を講じること。
- 3)パレスチナへの無差別爆撃の即時停止を求めること。

以上

パレスチナにおける人道危機への対応を求める意見書（案）

ハマスによる攻撃を理由に、イスラエルはパレスチナに対して度重なる地上侵攻や空爆、軍事行動を行っており、中東諸国をはじめ、欧州、日本、そして世界各地で怒りと懸念の声が広がっています。

特にガザ地区では、イスラエル軍による包囲のもと、空爆や砲撃による殺傷が繰り返され、食料・水・燃料・医療品などの生活必需品の供給が厳しく制限されています。2023年10月7日以降、死者は7万人を超え（2025年8月11日現在）、その約5割が子ども・女性・高齢者です。

空爆による直接的な被害に加え、厳しい暑さや寒さ、感染症の拡大、衣料品や食料の不足など、生活環境の悪化も深刻です。イスラエルは検問所を閉鎖し、ガザに届く食料を極端に制限しており、人々が生きるために必要な量には到底及ばず、飢餓が蔓延しています。

こうした状況に対し、国際刑事裁判所（ICC）はガザでの戦闘をめぐる、イスラエルのネタニヤフ首相らに対して戦争犯罪および人道に対する犯罪の疑いで逮捕状を発行しました。さらに、イスラエルによる攻撃と生活基盤の破壊は、ジェノサイド条約第2条に定められた「集団の一部または全部を破壊する意図」に該当する可能性があり、ジェノサイドの疑いがあるとの指摘も国際的に強まっています。

このような絶え間ない暴力と苦しみを終わらせ、命と尊厳が守られるよう政府に下記の事項について求めます。

記

- 1)パレスチナにおける恒久的な停戦の実現に向けて、より強力な外交的働きかけを行うこと。
- 2)支援物資が行き渡るように働きかけ、飢餓を解決するための対策を講じること。
- 3)パレスチナへの無差別爆撃の即時停止を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年〇月〇日

内閣総理大臣 宛
外務大臣 宛
衆議院議長 宛
参議院議長 宛

〇〇市(町)議会 議長 〇〇 〇〇